

森林病虫害等防除機具貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 41 号

森林病虫害等防除機具貸付規則の一部を改正する規則

森林病虫害等防除機具貸付規則（昭和 43 年岩手県規則第 87 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付手続)</p> <p>第 4 条 防除機具の貸付けを受けようとする者は、森林病虫害等防除機具貸付申請書(様式第 1 号)に森林病虫害等防除事業計画書(様式第 2 号)を添えて所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>2 局長は、前項の森林病虫害等防除機具貸付申請書の提出があったときは、これを審査し、貸付けすることが適当と認めるときは、森林病虫害等防除機具貸付決定通知書(様式第 3 号)により当該申請者に通知しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(防除機具の引渡し)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 前項の引渡しを受けた者(以下「借受者」という。)は、速やかに、森林病虫害等防除機具借受書(様式第 4 号)を所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>(貸付期間の延長)</p> <p>第 6 条 借受者は、防除機具の貸付期間の延長を申請しようとするときは、森林病虫害等防除機具貸付期間延長承認申請書(様式第 5 号)を貸付期間満了の日の 5 日前までに所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(事故届)</p> <p>第 11 条 借受者は、貸付防除機具について、損傷、亡失その他の事故があったときは、直ちに、森林病虫害等防除機具事故届(様式第 6 号)を所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>(防除機具の返還)</p> <p>第 12 条 借受者は、貸付防除機具を返還するときは、あらかじめ、森林病虫害等防除機具返還届(様式第 7 号)を所管する局長に提出し、局長の指定する日時及び場所において局長の指定する<u>吏員</u>の検査を受けなければならない。</p> <p>(報告)</p>	<p>(貸付手続)</p> <p>第 4 条 防除機具の貸付けを受けようとする者は、<u>別に定める様式による森林病虫害等防除機具貸付申請書に別に定める様式による森林病虫害等防除事業計画書</u>を添えて所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>2 局長は、前項の森林病虫害等防除機具貸付申請書の提出があったときは、これを審査し、貸付けすることが適当と認めるときは、<u>別に定める様式による森林病虫害等防除機具貸付決定通知書</u>により当該申請者に通知しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(防除機具の引渡し)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 前項の引渡しを受けた者(以下「借受者」という。)は、速やかに、<u>別に定める様式による森林病虫害等防除機具借受書</u>を所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>(貸付期間の延長)</p> <p>第 6 条 借受者は、防除機具の貸付期間の延長を申請しようとするときは、<u>別に定める様式による森林病虫害等防除機具貸付期間延長承認申請書</u>を貸付期間満了の日の 5 日前までに所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(事故届)</p> <p>第 11 条 借受者は、貸付防除機具について、損傷、亡失その他の事故があったときは、直ちに、<u>別に定める様式による森林病虫害等防除機具事故届</u>を所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>(防除機具の返還)</p> <p>第 12 条 借受者は、貸付防除機具を返還するときは、あらかじめ、<u>別に定める様式による森林病虫害等防除機具返還届</u>を所管する局長に提出し、局長の指定する日時及び場所において局長の指定する<u>職員</u>の検査を受けなければならない。</p> <p>(報告)</p>

第14条 借受者は、 <u>森林病虫害等防除事業実績報告書(様式第8号)</u> を貸付期間満了後10日以内に所管する局長に提出しなければならない。	第14条 借受者は、 <u>別に定める様式による森林病虫害等防除事業実績報告書</u> を貸付期間満了後10日以内に所管する局長に提出しなければならない。
第15条 局長は、毎年度、森林病虫害等防除機具貸付実績報告書( <u>様式第9号</u> )を作成し、翌年度の4月30日までに知事に提出しなければならない。	第15条 局長は、毎年度、 <u>別に定める様式による森林病虫害等防除機具貸付実績報告書</u> を作成し、翌年度の4月30日までに知事に提出しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号から様式第9号までを削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。